

(様式3) (第11条関係)

本人確認方法

公益財団法人宮崎県スポーツ協会

個人番号の提供を受ける場合には、(1) 番号確認 (正しい個人番号であることを確認) と (2) 身元 (実在) 確認 (提供を行う者が正しい持ち主であることの確認) の2つの確認を行うことが必要。

従って、下記 (A)、(B1)、(B2) のいずれかの方法による。

(A) 「個人番号カード」→番号確認及び身元 (実在) 確認

(B1) 「通知カード」→番号確認

+

顔写真表示のある書類1点 →身元 (実在) 確認
(運転免許証、旅券、身体障害者手帳等)

(B2) 「通知カード」→番号確認

+

顔写真表示のない書類2点 →身元 (実在) 確認
(住民票の写し、健康保険証、共済組合員証、国民年金手帳等)

注：・対面による確認を原則とする。

・提示を受けた書類 (個人番号カード、身元確認書類等) の写しを保管することは義務付けられていない。

写しを保管する場合は、安全管理措置を適切に行うこと。

【関連条文】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第16条

具体例

①本会職員の場合

身元 (実在) 確認書類の提出は不要。

配偶者、扶養家族の個人番号は職員が自宅で確認済みであり「通知カード」の提出は不要。

②本会職員以外

・対面の場合

上記 (A)、(B1)、(B2) のいずれかによる。

・文書による場合

提供を依頼した文書に、通知カード等の写しを貼付して返送する。

(依頼した文書に記載した住所及び氏名と貼付されている通知カード等の写しの住所・氏名が同一であることにより身元 (実在) 確認を行う。)

